（事業計画書等の変更の認可の申請）

第九条　（略）

２　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による事業計画の変更の認可の申請について準用する。

（帳簿の備付け等）

第十条　法第十一条の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託　次に掲げる事項

イ　農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行った者の氏名又は名称及び住所

ロ　農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受けた土地の所在、地番、地目及び面積

ハ　農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等を受けた場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該権利が経営受託権である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法

ニ　農地中間管理機構がイに規定する者から農作業の委託を受けた場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価及びその支払の方法

ホ　借賃の支払、農業経営の受託に係る決済又は農作業の受託に係る対価の受領をした場合にあっては、その年月日及びその額

（削る。）

ヘ　農地中間管理権若しくは経営受託権の存続期間若しくは残存期間若しくは農作業に係る受託の期間が満了した場合（当該期間を更新した場合を除く。）又は法第二十条の規定による契約の解除をした場合にあっては、その年月日

ト　法第二条第三項第五号に掲げる業務を行った場合にあっては、当該業務を行った期間、当該業務の内容、当該業務に要した費用を支払った場合にあっては、その年月日及びその額並びに当該業務に要した費用を農地中間管理事業の実施によって得た収入により回収をした場合にあっては、当該費用の額から当該回収をした額を控除した額

二　農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託　次に掲げる事項

イ　賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者の氏名又は名称及び住所

ロ　イに規定する者が賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた土地の所在、地番、地目及び面積

ハ　イに規定する者が賃借権の設定等を受けた場合には、当該権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払の方法、当該権利が経営受託権である場合にあっては農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

（事業計画書等の変更の認可の申請）

第八条　（略）

（新設）

（帳簿の備付け等）

第九条　法第十一条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　農地中間管理権を取得した農用地等ごとの次に掲げる事項

イ　所在、地番、地目及び面積

ロ　農地中間管理権を取得した年月日並びに当該取得に係る契約（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定又は移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を含む。トにおいて同じ。）の相手方の氏名又は名称及び住所

ハ　農地中間管理権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、取得時の存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合には借賃及び支払の方法

ニ　借賃を支払った場合にあっては、その年月日及びその額

ホ　農用地等について賃借権の設定等（法第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下同じ。）を行った場合にあっては、その相手方の氏名又は名称及び住所、その相手方が設定又は移転を受ける権利が賃借権又は使用貸借による権利のいずれであるかの別、当該権利の内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合には借賃及びその支払の方法

ヘ　借賃を受領した場合にあっては、その年月日及びその額

ト　農地中間管理権の存続期間又は残存期間が満了した場合（当該期間を更新した場合を除く。）又は法第二十条の規定による契約の解除をした場合にあっては、その年月日

チ　法第二条第三項第三号に掲げる業務を行った場合にあっては、当該業務を行った期間、当該業務の内容、当該業務に要した費用を支払った場合にあっては、その年月日及びその額並びに当該業務に要した費用を農地中間管理事業の実施によって得た収入により回収をした場合にあっては、当該費用の額から当該回収をした額を控除した額

（新設）